7－2　地域概況調査

1　調査目的

地域概況調査は、水質のうち何を対象として環境影響評価を行うのか及びその対象ごとに調査、予測、評価の方法（環境保全対策の方針を含む。）を検討するために必要な情報を得ることである。そのため、対象事業実施区域とその周辺区域における水質の概況を把握するとともに、汚濁物質の移送に係る水象の状況、保全の在り方に係る水利用の状況や水に依存する動植物等の状況、水質の現状や将来の動向に係る人口、産業、環境整備の状況等を把握する。

2　調査内容

水質等に関する地域特性として、自然的状況については、水質、底質の一般的な状況及び水質等の変動や分布に関連の深い水象に関する情報を収集し、整理する（表７－１参照）。

また、社会的状況については、水域の利用状況、流域の負荷発生源の状況及び水質汚濁に関する関係法令等に関する情報を収集し、整理する。

情報の入手に当たっては、可能な限り最新の文献その他の資料によるものとし、それらの資料の出典を明らかにできるように整理する必要がある。

表７－１　地域概況調査項目

調査項目	調　査　内　容
①水質の状況	・河川、湖沼、海域、底質に係る汚濁物質の濃度、汚濁の特徴等（過去５箇年程度の経年変化を含む。） ・主要な発生源の状況 ・水質に係る苦情の状況
②水象の状況	・河川、湖沼の位置、流域、流量又は貯水量等 ・地下水（井戸、湧水等）の分布状況
③水域の利用状況	・河川、湖沼、海域の利用の状況（取水等の地点、利用用途、利用実態等。特に水道水源位置に留意） ・漁業その他の水域の利用状況
④環境整備の状況	・下水道、農村集落排水施設等の整備状況及び整備計画
⑤法令等による指定及び規制等の状況	・環境基準の設定状況、水道水源保全地区、生活排水対策重点地域、指定湖沼、保護水面等 ・瀬戸内海環境保全愛媛県計画 ・総量削減計画 ・その他水質、水環境に係る計画
⑥その他	・水質の現状や将来の水質に影響を与えると想定される人口、産業、開発の動向等 ・水質や水環境保全等に係る地域活動等 ・水域の貴重な動植物等

3　調査地域の考え方

地域概況調査の調査地域は、対象事業の種類、規模、位置などを勘案した上で、事業の影響が及ぶ可能性のある範囲を想定し、その範囲の流域を含めて設定する必要がある。例えば、河川におけるダム、堰、放水路等の事業であれば、その河川流域を考慮して調査地域を設定する。

また、海域や湖沼における埋立て、干拓等の事業であれば、その事業において影響が想定される範囲の水域とその水域に流入する河川の流域を考慮して調査を設定する。

4　調査の方法

地域概況調査の調査の方法は、既存文献等を基本とし、必要に応じ市町村等の聞き取り調査を行う。

水質汚濁に関しては、知事等に公共用水域の水質の監視義務があり、これに基づき県等が行った測定結果を、環境省が取りまとめている「公共用水域水質調査」（通称；常時監視調査）が毎年公表されている。平成11年度は、県内で 244地点の水質測定点（環境基準点及び環境基準補助点）において年間数回から十数回、水質等の測定が実施されている。対象地域内あるいは近傍に測定点がある場合には、これらの地点での調査結果が利用できる。また、瀬戸内海（総量規制水域に係る海域）においては、関連各自治体が実施し、環境省がとりまとめを行っている「広域総合水質調査」が利用できる。

このほか、湖沼、河川、ダム湖等に関しては国土交通省が、海域については水産庁、気象庁がそれぞれ水質や水象の調査を実施している。さらに、川之江市や伊予三島市などの市町村においても独自に水質調査を行っている場合もある。なお、海域に関しては海上保安庁の日本海洋データセンターが、様々な観測・測定データの所在の把握やデータの提供を行っている。

また、底質については、各自治体の環境部局や水域の管理部局において調査が実施されている場合がある。

表７－２に水質汚濁、底質に係る利用可能な情報の例を整理して示した。